

新安第584号
令和7年3月17日

各区自治協議会長様

新潟市長 中原 八一
(担当 市民生活部市民生活課)

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づく「推進計画」を策定し、各種防犯対策に努めています。

この推進計画の策定及び取り組みに関する評価・意見などを頂くため、貴自治協議会から1名の方を下記のとおりご推薦いただきたく依頼申し上げます。

なお、令和8年度は第7次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画策定のため、計2回の会議開催を予定していますのでご承知おきください。

また、女性が被害者となる犯罪が多く、女性の視点に立ったご意見を計画策定や取り組みに反映させていきたいと考えておりますので、女性委員の推薦にご配慮頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 1 委 嘱 期 間 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日 |
| 2 会 議 開 催 回 数 | 年1~2回を予定(1回2時間程度) |
| 3 委 員 報 酬 | 会議1回につき13,000円を支給 |
| 4 推 薦 方 法 | 別紙「委員推薦書」に記入し、提出をお願いします。
会議の開催は平日の日中を予定しています。出席が可能な方をご推薦ください。 |
| 5 回 答 期 限 | 令和7年5月30日(金)
総会の関係で提出が遅れる場合は、ご連絡ください。 |
| 6 添 付 資 料 | 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要 |

【事務局】

新潟市市民生活部市民生活課
安心・安全推進室 担当：加藤、小林
TEL 025 - 226-1110 (直通)
FAX 025 - 223-8775

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要

1 目的

犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」について、調査・審議する。

2 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

平成19年4月、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例の施行により、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画の策定が義務付けられた。計画期間は3年。平成19年度に第1次推進計画が策定され、第6次計画（令和4年度～令和8年度）まで策定され、この計画に基づき市の防犯施策が進められています。

計画は、「犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現」を目標とし、市内の犯罪の現状を示したうえで、目標達成のための基本的な方針、重点目標及び取り組み事項を記載している。

3 委員

11人、内訳は下記の通り。

- ・第1号委員（学識経験のある者） 弁護士：1名
- ・第2号委員（住民の意見を代表する者） 区自治協議会委員：4名
- ・第3号委員（関係団体の意見を代表する者） 地域包括支援センター、新潟商工会議所：各1名
- ・第4号委員（防犯活動団体を代表する者） 防犯団体代表：1名
- ・第5号委員（その他市長が必要と認める者） 新潟県警、市小学校長会、公募委員：各1名

[任期2年：令和7年4月1日～令和9年3月31日]

会長・副会長は、任期ごとに委員の互選によって定め、会長は議長を務める。

報酬は、会議1回13,000円

4 会議開催

- ・年1～2回開催（例年2月ごろ）
 - ・例年の会議内容は下記の通り。
 - ①新潟市の犯罪発生状況報告
 - ②推進計画における数値目標の達成状況報告
 - ③推進計画の取組状況と重点取り組み事例の報告
- ※令和8年度は第7次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画策定のため、計2回の会議開催を予定していますのでご承知おきください

5 関係条例等

- (1) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第8条第2項（協議会の趣旨）
- (2) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則
- (3) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の委員の公募に関する要領
- (4) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会傍聴に関する要領

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会
第2号委員「自治協議会委員」の委員構成について

本協議会の体制をスリム化する方針のもと、令和3年度まで全8自治協から推薦いただいていた委員を、令和3年度の改選より、4自治協ごとの2年任期のローテーションとさせていただきます。（下記の表を参照）

～ R3年度		R3年度 ～R4年度		R5年度 ～R6年度		R7年度 ～R8年度
全区	➡	北区	➡	東区	➡	北区
		中央区		江南区		中央区
		西区		秋葉区		西区
		西蒲区		南区		西蒲区